

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

#### 1. 基本的な考え方

当社は、年々厳しさを増す事業環境に対応し、中長期的な企業価値の向上を図る上で、コーポレート・ガバナンスの整備、強化を経営上の最重要課題の一つであると位置づけ、コーポレート・ガバナンス体制の整備、強化に取り組んでおります。

経営の透明性の確保と意思決定プロセスの明確化、迅速化を図るために、リスク・コンプライアンス委員会に加えて、投資委員会、システム運営委員会を設置し、重要プロジェクトの意思決定プロセスを、事業、財務、法務、監査等の観点から分析、判断、決定する仕組みを構築し、経営の透明性を確保することに努めました。今後も、経営の透明性を確保するための体制構築、整備に注力し、コーポレート・ガバナンスの強化を推進致します。

#### **[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]**

コーポレートガバナンス・コード

基本原則1 株主の権利・平等の確保

基本原則2 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保

基本原則4 取締役会等の責務

基本原則5 株主との対話

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

#### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

#### **[大株主の状況]**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社山善	3,962,000	36.68
株式会社UH Partners 2	1,085,300	10.05
光通信株式会社	1,072,500	9.93
山下明子	1,020,160	9.44
コスマ従業員持株会	633,100	5.86
山下孝一	304,560	2.82
藍澤證券株式会社	208,000	1.93
東京中小企業投資育成株式会社	200,000	1.85
広田照彰	163,600	1.51
コスマ共栄会	114,400	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

- 上記「大株主の状況」は、2021年3月31日現在の状況です。
- 上記の割合は発行済株式の総数から自己株式を控除した株数により算出しております。
- 前事業年度末現在主要株主であった光通信株式会社は、当事業年度末では主要株主ではなくなり、株式会社UH Partners 2が新たに主要株主となりました。

#### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

親会社及び上場子会社は有しておりませんので、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はございません。

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
大野俊一	他の会社の出身者										

##### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大野俊一		<p>1992年10月 青山監査法人(Price Waterhouse)入所            1998年7月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社            2002年7月 株式会社リンクアンドモチベーション入社            2015年6月 当社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)            株式会社リンクアンドモチベーション取締役            ディーンモルガン株式会社取締役            株式会社a2media取締役            オープンワーク株式会社取締役</p>	<p><b>招へいの理由</b>            当社の事業内容をよくご理解いただくとともに、取締役としての豊富な経験から経営上求められる判断力、見識などを有し、当社の経営に対する監督と助言をいただけると判断したためであります。</p> <p><b>独立役員の指定理由</b>            当該社外取締役就任にまつわる事項以外には、現在あるいは過去のいずれにおきましても、取引またはその他の事実に関しまして、同氏と当社との間には一切の利害関係はございません。したがいまして、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を確保しているものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人の年次監査計画を承認し、会計監査人から四半期に一度以上の頻度で会計監査に関する報告及び説明を受けるほか、隨時会計監査人と情報交換を行い、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について監査するとともに、計算書類等について検証しております。また会計監査人に対する監査報酬については、取締役管理本部長の説明を受け、監査役会として同意しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
曲渕博史	税理士													
山寄正俊	弁護士													

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f,g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

曲渕博史	<p>1992年9月 三尾公認会計士事務所入所 1995年12月 曲渕博史税理士事務所開設 代表(現任) 2015年6月 当社監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社グローバルパワー監査役 甲府倉庫株式会社監査役 株式会社レッグス監査役</p>	<p><b>招へいの理由</b> 税理士として財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけると判断したためです。</p> <p><b>独立役員の指定理由</b> 当該社外監査役就任にまつわる事項以外には、現在あるいは過去のいずれにおきましても、取引またはその他の事実に関しまして、同氏と当社との間には一切の利害関係はございません。したがいまして、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を確保しているものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。</p>
山寄正俊	<p>1978年8月 司法試験合格 1979年4月 司法研修所入所 1981年4月 日本弁護士連合会・東京弁護士会入会 1982年4月 山寄法律事務所開設 代表(現任) 2009年6月 当社監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社日宣取締役</p>	<p><b>招へいの理由</b> 弁護士としての長年の経験と実績を通じて得られた専門知識を当社の監査体制にいかしていただきため、社外監査役としての選任をお願いするものです。</p> <p><b>独立役員の指定理由</b> 当該社外監査役就任にまつわる事項以外には、現在あるいは過去のいずれにおきましても、取引またはその他の事実に関しまして、同氏と当社との間には一切の利害関係はございません。したがいまして、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立性を確保しているものと判断し、同氏を独立役員として指定しております。</p>

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

### その他独立役員に関する事項

- ア. 社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針の内容  
 当社取締役会が決議した、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する主な基準は、概ね以下のとおりであります。
- ・当社の業務執行者(監査役以外の役員および使用人等)でないこと
  - ・当社の主要な取引先またはその出身者でないこと
  - ・社外役員の相互就任の関係にある先の出身者でないこと
  - ・当社が寄附を行っている先またはその出身者でないこと
  - ・当社から役員報酬以外に多額の報酬を得ているコンサルタント、会計、法律等の専門家でないこと
  - ・最近において、上記5項目に該当していた者及びその二親等以内の親族でないこと

イ. 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する考え方

監査役3名のうち1名は弁護士、1名は税理士等有識者である社外監査役で、社外のチェック機能としてこれら社外監査役による監査の実施と、取締役会への出席により各種助言・提言が受けられる体制となっておりますが、さらなるコーポレート・ガバナンス体制の強化や専門知識、経験及び意思決定の妥当性の確保の為、2015年6月23日開催の定時株主総会で社外取締役1名を選任しております。経営に対する監視機能をさらに強化する体制については、整備、構築していく方針であります。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

### 該当項目に関する補足説明

当社は、取締役に対する長期的な企業価値向上への意識を高めるインセンティブとして、2004年12月13日臨時株主総会決議により旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、従業員

### 該当項目に関する補足説明

当社は、従業員に対する業績向上への意欲をかきたてさせるインセンティブとして、2007年2月6日臨時株主総会決議により会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、新株予約権を発行しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しております。

・取締役の報酬等の総額等

当事業年度中に当社の取締役に対して支払われた報酬の総額は、以下のとおりであります。

取締役に対する報酬額(6名) 151,968千円(業績連動報酬等・非金銭報酬等はございません。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

#### 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役に対する報酬は、1999年5月27日開催の第27回定時株主総会において、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

#### 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

(イ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は2021年2月5日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

(ロ) 決定方針の内容の概要

当社は創立以来「未来を背負う子供たちの為、日本社会人類世界に貢献する」を会社目標とし、その目標を実現するため、人を喜ばす社風が売上利益を生み出す源泉となる会社を目指し、人間として正しいか正しくないかを経営判断とし、社員と心を一つにして経営に携わっており、個々の取締役の報酬水準の決定にあたっては、人材の採用・育成・自己実現を通して、生きがいや働きがいという人間の心の豊かさを求めることができるよう、物心両面の幸福を追求した報酬体系、報酬水準とすることを基本方針としております。

具体的には、当社取締役の報酬は、当該方針を反映し策定された取締役会報酬規程に基づき算出される月例の基本報酬(金銭報酬)により構成されており、各取締役の基本報酬は、役位、担当職務、貢献度等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしてあります。(業績連動報酬等・非金銭報酬等はございません。)

#### 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、取締役の個人別の報酬額のうち、個人考課で決定される年次の加算額についてであり、当該権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

なお、当該権限が適切に行使されるよう、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会で各取締役の担当職務、各期の業績、貢献度等について協議を行い、代表取締役社長は当該協議の内容を踏まえ決定することとしてあります。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役をサポートする専門部隊を構成しておりませんが、定期的に開催される監査役会での協議を通じて、常勤監査役を中心とした円滑な情報収集がとられる体制を確保しております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤・報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

### その他の事項

当社では相談役や顧問は設置しておりません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)[更新]

(1)企業統治に関する事項

ア. 取締役会

代表取締役社長 山下孝一が議長を務めております。その他メンバーは専務取締役 広田照彰、取締役 川田伸、取締役 久賀満雄、取締役 山下明子、取締役 大野俊一の取締役6名(有価証券報告書提出日現在、うち社外取締役1名)から構成される会議体であり、当社の事業戦略、事業計画及び予算をはじめとする当社の経営に関する重要事項について審議・決定しております。より広い見地からの意志決定の実施、業務執

行の監督を図るため社外取締役を参加させております。

#### イ. 監査役会

当社は、会社法の規定に基づく監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役 川口弘之、監査役 山崎正俊、監査役 曲渕博史の監査役3名(有価証券報告書提出日現在、うち社外監査役2名)で構成されております。

監査役会は、経営の適法性について総合的に監査する機関として、定期的に開催することを原則とし、適宜、取締役の業務執行状況について把握できる体制を確保しております。また各監査役は、取締役会に出席して経営の意思決定の過程を監視・監督とともに、必要に応じて助言・提言を行うこととしております。

#### ウ. リスク・コンプライアンス委員会

代表取締役社長 山下孝一が委員長を務めております。委員は、総務部担当取締役、経営企画室長、内部監査室長、常勤監査役の4名とし、委員会は、委員長、委員及びテーマに関連する部署の部長によって構成されております。法令の遵守に関する重要事項について、審議、決定しております。また、リスク・コンプライアンス委員会での討議内容を社外取締役及び社外監査役に報告する仕組みとなっております。

#### エ. 投資委員会、システム運営委員会

投資委員会は、代表取締役社長、事業部管掌取締役、管理本部担当取締役、常勤監査役、事業部長、経理部長、経営企画室長で構成され、代表取締役社長を議長とし、重要な投資案件に関する事項について審議し、取締役会に報告しております。また、システム運営委員会は、事業部管掌取締役、管理本部担当取締役、常勤監査役、情報システム室長、ユーザー担当部門長、経理部長で構成され、代表取締役社長を議長とし、システム投資案件について審議し、取締役会に報告しております。

#### オ. 内部監査

内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室が担当しており、内部監査室長1名が、監査責任者として実務に当たっております。内部監査の具体的な手続は、内部監査規程に基づき、次のとおり実施しております。

- a. 内部監査室長は、監査計画に基づき被監査部門に対して内部監査を実施します。
- b. 内部監査の実施を受けて、内部監査室長は監査調書を作成し、この監査調書及びその他の資料に基づき内部監査報告書を作成、代表取締役社長あてに提出します。
- c. 代表取締役社長は、提出された内部監査報告書の内容を把握し、必要に応じて改善指示を出します。その後、この改善指示は、内部監査室長が作成した改善指示書を通じて、被監査部門の長に通知されます。
- d. 被監査部門の長は、改善指示書に記載された要改善事項について措置を講じ、その結果について改善状況報告書を作成します。作成した改善状況報告書は、改善指示書にある提出期限までに、内部監査室長を通じて代表取締役社長に提出されます。
- e. 代表取締役社長及び内部監査室長は、被監査部門から提出された改善状況報告書の内容について協議検討し、必要な場合は臨時監査等の追加措置を講じます。

#### カ. 監査役監査

監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名が定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催することとしております。常勤監査役は、取締役会以外の社内の重要会議にも出席し、また、重要書類等の閲覧や役職員への質問を通して、十分な情報を入手した上で経営全般に関して状況を把握しております。また、社外監査役は、社外の独立した立場から経営に対する適正な監視を行っております。なお、各監査役はそれぞれ得意な専門分野を有しており、適切な業務分担のもとに厳正な監査が実施しております。

#### (2)会計監査の状況

当社は、PwC京都監査法人と監査契約を締結し、定期的監査のほか会計処理にまつわる事項について隨時協議、確認をし、適法かつ適正な処理に努めています。

##### a. 監査法人の名称

PwC京都監査法人

##### b. 繙続監査期間

5年間

##### c. 業務を執行した公認会計士

若山 聰満

岩崎 亮一

##### d. 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士2名、その他6名となります。

##### e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選定及び評価に際しては、監査法人の品質管理体制が適切で独立性に問題がないこと、審査体制が整備されていることに加え、監査計画並びに監査費用の妥当性等を勘案し、総合的に判断しております。

##### f. 監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。会計監査人が独立の立場を保持し、且つ適正な監査を実施しているかを監視・検証しており、従前から適正に監査が行われていることを確認しております。

#### (3)取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、ならびに累積投票によらない旨定款に定めています。

#### (4)役員の報酬等

当社の取締役に対する報酬は、1999年5月27日開催の第27回定時株主総会において、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いたしており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

また、当社の監査役に対する報酬は、1999年5月27日開催の第27回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しており、取締役6名(うち社外取締役は1名)、監査役3名(うち社外監査役は2名)により構成されております。  
また当社は会社法の規定に基づく監査役会制度を採用し、経営監視機能の円滑な運営に努めるとともに、リスク・マネジメントの主管としてリスク・コンプライアンス委員会を、重要プロジェクトを管理する機能として、投資委員会、システム運営委員会をそれぞれ設置し、会社を取り巻く事業上のリスクに対して、組織的に迅速かつ的確に対応できる体制を確保することに努めております。

当社は、取締役6名(うち社外取締役は1名)で構成される取締役会を経営の最高意思決定機関として位置付けております。社外取締役と監査役会を経営監視機能を果たす機関と位置づけ、リスク・コンプライアンス委員会、投資委員会、システム運営委員会を通じて意思決定プロセスの透明性・適格性の向上を図ることで、有効な経営システムを構築、維持できるものと認識しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避することにより、来場に便宜を図っております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、本決算並びに第2四半期決算を基準とした説明会を適宜開催することを基本方針としております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR専用サイトを設け、投資家の皆様に役立つ情報を適時掲載できるよう努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	
その他	株主・投資家の意見を拾い上げられるよう、IR専門サイトにおいて「お問い合わせコーナー」を設置しております。また、お問い合わせに対する回答は迅速に対応できるよう努めております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	インサイダー取引防止規程を制定し、内部者取引の防止に努めております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の透明性・効率性の確保、法令・諸規則の遵守、リスク管理、財務報告の信頼性の確保、適時・適切な情報開示の促進という観点から、当社における企業行動の適正化を推進するための内部統制システムの強化に努めています。当社における内部統制システムは、取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」として決議しております。

また内部統制の有効性及び妥当性については、内部監査室を設置し、当社及び子会社における内部監査を実施しております。内部監査室はその業務遂行について、代表取締役社長及び監査役会の指示に従っております。内部監査の結果については、代表取締役社長及び監査役会に対して報告が行われております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引及びいかなる関連をも排除することを基本方針とします。

- ・ 総務部を反社会的勢力対応の総括部署と位置づけ、その責任者を総務部長といたします。
- ・ 新規に取引を開始または取引を継続する場合には、信用調査等を行い、反社会的勢力との関係がないことを確認する等の対策を徹底いたします。
- ・ 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、顧問弁護士、警察、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築いたします。
- ・ 反社会的勢力による被害を防止するための情報収集及び情報の一元的な管理体制を構築し、対応マニュアルを整備いたします。
- ・ 反社会的勢力の排除に向け、不当行為に対する対応講習を受講する等の教育措置を講じます。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

#### (1) 開示手続

当社は、情報開示担当役員を選定し、株主及び投資家の皆様にタイムリーかつ公平な情報開示を行います。当社は、開示対象となる情報については速やかに株式会社東京証券取引所へ開示を行います。また、報道関係者に対しても同様の開示を行い、開示した情報については当社ホームページにも掲載いたします。

なお、開示に当たっては、必要に応じて証券会社、監査法人、弁護士等と協議を行い、関連諸法令に則り適時適切な情報の提供を行います。

#### (2) 決定事実の開示

取締役会にて付議される議案については、開示資料を作成する経営企画室担当者に対して、取締役会の開催前においてあらかじめ回付されます。経営企画室担当者は、重要な決定事実に該当する議案について、関連諸法令に照らし情報開示の必要性及び開示する内容を検討して開示資料を作成し、情報開示担当役員のチェックを経て、取締役会での承認後、速やかに株式会社東京証券取引所の開示情報登録の手続きを行います。

#### (3) 発生事実の開示

当社の経営にとって重要な事実が生じた場合には、役職員は速やかに経営企画室へ報告します。経営企画室は、関連諸法令に照らし情報開示の必要性及び開示する内容を検討し開示資料を作成し、情報開示担当役員のチェックを経て、代表取締役社長の決裁を得た上で、速やかに株式会社東京証券取引所に開示情報登録の手続きを行います。

#### (4) 決算情報の開示

決算情報については、経理部及び経営企画室が、関連諸法令に照らし情報開示の必要性及び開示する内容を検討し、数値情報及び定性的情報に基づき開示資料を作成し、情報開示担当役員のチェックを経て、代表取締役社長の決裁あるいは取締役会での承認後、速やかに株式会社東京証券取引所に開示情報登録の手続きを行います。

